

# 部活動改革及び地域クラブ活動推進 ガイドライン

一部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進一

令和8年6月  
福島県教育委員会

## - 目次 -

はじめに（本ガイドラインについて）	4
I 部活動改革の基本的な考え方・方向性	5
1 地域展開により令和13年度までに目指す本県の姿	5
2 これまでの取組と現状	5
3 地域展開のスケジュール	5
4 本ガイドラインの対象	6
II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	7
1 スポーツ・文化芸術活動を地域全体で支える「地域クラブ活動」の推進	7
（1）地域クラブ活動の意義	7
（2）地域クラブ活動の目的	7
（3）地域クラブ活動における役割と効果	7
（4）地域クラブ活動の対象者等	8
（5）運営体制と活動内容の要点	9
2 地域クラブ活動に関する認定制度	9
III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	11
1 市町村における体制の整備	11
2 国・県・市町村・地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割分担	11
3 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と生徒が所属する中学校等との連携	12
4 関係団体等・大学・民間企業との連携	12
5 地域展開推進の手順（例）	13
（1）市町村（検討組織）の役割と体制づくり	14
（2）中学校等の役割と現状調査	14
（3）運営主体の決定（検討組織の最終判断）	14
（4）コーディネーターの役割（例）	15
6 実施体制パターン（例）	16
（1）市町村の取組事例（運営形態の類型別のイージー）	16
（2）市町村の取組事例（一覧）	17
7 各種課題への対応	19
（1）運営団体・実施主体の整備等	19

(2) 関係者間の連携体制の構築等	20
(3) 指導者の確保・育成	21
(4) 生徒の安全・安心の確保	24
(5) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等	26
(6) 適切な活動時間と休養日の設定	27
(7) 活動場所の確保	28
(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	29
(9) 学校・地域・家庭の連携と教育的役割	30
IV 学校部活動の在り方	31
1 適切な運営のための体制整備	31
(1) 学校部活動の在り方に関する方針	31
(2) 指導・運営に係る体制の構築	31
2 適切な指導・安全安心の確保	33
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	33
(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	34
(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用	34
3 適切な活動時間・休養日等の設定	34
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	35
V 大会・コンクールの在り方	36
1 生徒の大会等の参加機会の確保	36
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	36
(1) 大会等への参加の引率	36
(2) 大会運営への従事	36
3 生徒の大会等の安全確保	37
4 大会の在り方	37
VI 関連する制度の在り方	38
1 教師等の兼職兼業	38
2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	39
3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	39
参考（関連リンク）	40
別冊資料	
①地域クラブ活動に関する認定制度	
（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を含む。）	
②部活動の地域展開等に関する参考資料	

## はじめに

- 令和7年12月に、文部科学省が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、休日の公立中学校の部活動を地域が主体となるスポーツ・文化芸術活動（以下「地域クラブ活動」という。）へ地域展開する新たな改革の方向性が示されました。
- 急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的であり、当事者である生徒を中心に考え、地理的要因や障がいの有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが必要であります。
- そのためには、これまで学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・自発的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという発想が重要です。
- 本ガイドラインは、国が示したガイドラインの考え方を踏まえ、これまでの学校部活動を地域クラブ活動に展開するため、学校・教職員・地域の指導者、地域スポーツ・文化芸術活動の団体等、今後の地域展開に関わるすべての方々に向けて策定しました。
- 本県においてもこの部活動改革を契機として、地域全体で生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実が図られる環境づくりが進められるよう多くの方々の御理解と御協力をいただければ幸いです。

## 本ガイドラインについて

- 県が令和5年3月に示した「地域運動部活動推進ガイドライン―改訂版―」を、国のガイドラインや県内の取組状況を踏まえ、「部活動改革及び地域クラブ活動推進ガイドライン―部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進―」として更新しました。本県の今後の地域クラブ活動の考え方、在り方を改めて整理しましたので、国のガイドラインと併せて御活用ください。
  - 本文は、「Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性」では、地域展開等で目指す本県の姿と推進計画について、「Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」では、地域クラブ活動の在り方、推進体制、認定制度について、「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」では、今後の体制づくりの在り方について、「Ⅳ 学校部活動の在り方」では、適切な運営のための体制整備、適切な指導・安全安心の確保について、「Ⅴ 大会・コンクールの在り方」では、生徒の大会等の参加機会の確保、大会引率や大会運営に係る体制整備について、「Ⅵ 関連する制度の在り方」では、教師等の兼職兼業、教師の人事における学校部活動の指導力の評価等、高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて記しています。なお、長きにわたり培われた学校における部活動を地域活動に展開するに当たっては、今後も様々な工夫や改善が必要となることから、国の施策や県内における地域展開等の進行状況を踏まえ、適時必要な更新を行います。
- ※文化部活動についても、本ガイドラインにより在り方等を示しています。

## I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

### 1 地域展開により令和13年度までに目指す本県の姿

- 休日は、多くの生徒が自主的に「地域クラブ活動」に参加し、幅広い年代の方々との交流や活動を通して、互いを高め合うとともに地域での活動が活発に行われている。
- 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部では、より深い生徒理解に努め、主体的・対話的で深い学びを推進しながら、生徒一人一人の自己実現に対する支援が行われている。さらに地域と協働しながら、平日の学校部活動を地域クラブ活動に展開する準備体制が整っている。
- 生徒の活動成果を発揮するための大会やコンクール等は、平日の学校部活動が地域クラブ活動に展開することを見据え、中学校体育連盟や各競技団体・文化芸術団体等により、適切な開催が行われている。
- 多くの生徒が、豊かで幅広い活動機会を得ることができ、心身ともにより成長している。

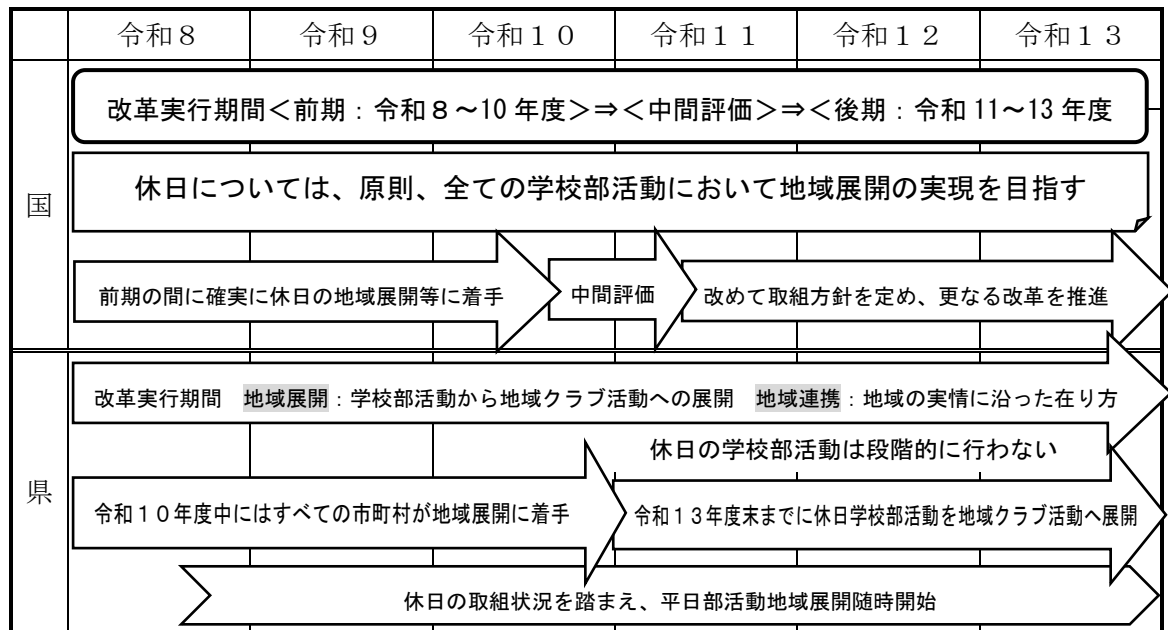
### 2 これまでの取組と現状

- 令和2年9月に文部科学省から、令和5年度以降、中学校の休日の学校部活動を段階的に地域に移行することが示されたことを受け、県では、主に次の7つの内容に取り組み、市町村への支援を進めてきた。
  - ・ モデル事業の実施による課題の整理（令和8年3月現在 のべ11市町村）
  - ・ モデル事業の取組を広く周知する「地域移行ポータルサイト」の開設
  - ・ 地域移行の考え方や手順、実情に応じた6つの移行パターン等を示した市町村向けの「地域運動部活動推進ガイドライン」の策定（令和5年3月改訂）
  - ・ 学校・教職員への周知チラシの配付（令和5年2月）
  - ・ 全市町村担当者を対象とした「情報交換会」の開催
  - ・ 地域部活動の指導者確保につながる「部活動指導員」の配置
  - ・ 部活動の地域移行（地域展開）に関する協議会の開催（年2回）
- ※課題解決に向けた関係部局、各課、各団体の役割の明確化による支援体制の構築
- 令和7年度の時点では、県内のすべての市町村が学校部活動の地域展開等に向けた協議を行い、約半分の市町村が休日の学校部活動の地域展開をすべて又は一部の部活動において実施している。

### 3 地域展開のスケジュール

- 国のガイドラインでは、令和8年度から令和10年度までを「前期」、令和11年度から令和13年度までを「後期」とする「改革実行期間」を設定している。休日については、改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開を目指すことが示された。

○ 学校部活動の地域展開推進スケジュール<改革期間及び取組方針>



- 県内で学校部活動の地域展開に向けた取組が進んでいる状況を踏まえ、県では、改革実行期間前期の最終年度にあたる令和10年度中には、県内すべての市町村において地域展開に着手され、令和11年度からは休日の学校部活動を段階的に行わないこととし、令和13年度までに公立中学校の休日におけるすべての学校部活動が地域クラブ活動への地域展開を完了することを目標とする。また、平日の学校部活動の地域展開は、休日の地域展開の定着などを踏まえて、準備ができた市町村から随時実施する。
- 休日の学校部活動を行わない時期を示し、県内市町村の地域展開の取組の差をできるだけ少なくするとともに、公立中学校教職員の休日の学校部活動従事に地域差が生じないようにする。また、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の区別をつけ、メリハリのある分かりやすい生徒の活動環境づくり等を推進する。
- 一方、各市町村の実情は様々であり、地域クラブ活動の開始時期が異なることによって、県全体の生徒の活動に差が生じることが懸念される。中体連及び地域クラブ活動に取り組む市町村においては、特に大会への参加要件、費用負担等について御配慮願いたい。

#### 4 本ガイドラインの対象

- 本ガイドラインは、公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立・私立の中学校等や、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましい。

ただし、「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものである。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

## II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

### 1 スポーツ・文化芸術活動を地域全体で支える「地域クラブ活動」の推進

新たな時代を担う生徒の健やかな成長を保障するため、学校と地域が連携・協働し、中学校等の教育課程外で展開する「地域クラブ活動」の整備を進める。

#### <スポーツ基本法（令和7年改正）>

##### （中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体と緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### （1）地域クラブ活動の意義

地域クラブ活動は、以下の側面を持ちながら従来の学校部活動の教育的な意義を継承しつつ発展させていく活動である。

<b>社会教育の一環として</b>	青少年に対して行われる、体育・レクリエーションを含む組織的な教育活動である。
<b>スポーツ・文化芸術活動として</b>	スポーツ基本法や文化芸術基本法に基づき、活動機会の充実と振興を図る。

これにより、心身の健全な発育・発達の土台を築く大切な時期である生徒が、将来にわたりスポーツや文化芸術に継続して親しめる機会を確保する。

#### （2）地域クラブ活動の目的

「地域子どもたちは、地域で育てる」という視点を持ち、地域全体で生徒のスポーツ・文化芸術活動を支える環境を築く。

<b>教育的意義の継承・発展</b>	学校部活動で培われてきた責任感や連帯感、好ましい人間関係の構築といった教育的価値を引き継ぎ、さらに多様な学びの場を創出する。
<b>活動機会の確保</b>	少子化などで学校単位での活動が難しくなる中でも、すべての生徒が望む活動に継続して参加できる環境を整備する。

#### （3）地域クラブ活動における役割と効果

地域クラブ活動は、生徒の成長を支えるとともに、地域全体のスポーツ・文化芸術環境を向上させることを目指す。

#### ア 市町村の役割（環境整備と地域振興）

<p style="text-align: center;"><b>活動環境の整備</b></p>	<p>市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめるよう、学校や地域の関係者と協力し、活動の機会を確保する。地域住民も参画・活動できる体制を整えることで地域住民にとってもより良い環境の整備を進める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>地域振興</b></p>	<p>地域クラブ活動への地域展開を機に、地域全体でのスポーツ・文化芸術の振興を図る。活動をまとめる<b>運営団体</b>や、実際に活動を行う<b>実施主体</b>の整備を進める。さらに、生徒のニーズに応じた<b>多様な活動プログラム</b>（複数の運動・文化芸術分野への参加）や、<b>質の高い指導者の確保</b>に取り組む。</p>

#### イ 運営団体・実施主体の役割

<p style="text-align: center;"><b>活動環境の整備</b></p>	<p>地域クラブ活動を統括する「運営団体」と、個別の活動を担う「実施主体」は、円滑に活動が行えるよう必要な環境整備を進める。</p>
---	--

#### ウ 地域クラブ活動により期待される効果

地域クラブ活動の整備充実を図ることは、生徒だけでなく、あらゆる世代にとって大きなメリットがある。

<p style="text-align: center;"><b>幅広い世代への貢献</b></p>	<p>生徒だけでなく、他の世代の住民も気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える。</p>
<p style="text-align: center;"><b>多様なニーズへの対応</b></p>	<p>地域全体として、より幅広い住民のニーズに応えられる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>生涯にわたる習慣づくり</b></p>	<p>生涯を通じた運動習慣や、文化芸術を愛好する気持ちが育まれる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>活動の充実</b></p>	<p>行政、スポーツ・文化芸術団体、学校等が密接に連携し、指導者等の活用もより充実することが期待される。</p>

#### （４）地域クラブ活動の対象者等

##### ア 対象者

<p style="text-align: center;"><b>全ての生徒</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の学校部活動に所属していた生徒</li> <li>・学校部活動に所属していなかった生徒</li> <li>・スポーツや文化芸術活動を苦手だと感じている生徒</li> <li>・障がいのある生徒（障がいの有無や得意・不得意にかかわらず、活動を希望する生徒全員が対象）</li> </ul>
---	---

## イ 参加者と保護者の心構え

<b>理解と選択</b>	参加する生徒とその保護者は、まず活動を運営する団体が掲げる「活動の理念や方針」をしっかりと理解し、その上で、自分の興味や目標に合った活動を自ら選ぶことが大切である。
--------------	--

### (5) 運営体制と活動内容の要点

市町村等は、地域の実情に応じ、以下の要点を踏まえた取組を関係者の協力の下、できるところから段階的に進める。

項 目	要 点
<b>運営体制</b>	<b>地域主体の運営団体</b> （市区町村、NPO 法人、民間事業者等）を整備・充実させ、中学校等と連携する。指導者の確保や、活動場所となる <b>学校施設の活用</b> を円滑に行う。
<b>指導者</b>	質の高い指導を保証するため、指導者の資格や専門性を明確にし、意欲ある教師の兼職兼業も含めた人材バンクなどを活用し、指導者の人員を確保する。
<b>活動内容</b>	生徒のニーズに応じた <b>多様で豊かな活動</b> を実現する。競技性の高いものから、複数の活動を体験できるものまで、生徒の志向や体力に合わせた活動時間を設定し、 <b>適切な休養日</b> を設ける。
<b>大会参加</b>	地域クラブ活動の参加者も、中体連等の大会に出場できるよう、 <b>参加要件を満たす活動</b> を進める。
<b>費用負担</b>	会費の適切な設定や公的支援などにより、保護者等の <b>経済的負担の軽減</b> に努める。

地域クラブ活動は、地域全体で生徒を育てるための重要な一歩であり、関係者一丸となって推進する。

## 2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や概要等は、以下のとおり。詳細については、国のガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」を参照すること。

<b>趣旨</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、競技力向上（勝利至上主義）を主目的としたチーム等との区別や質の担保等の観点から、国が示すガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動認定制度」）により示す認定要件及び認定手続き等に基づき、市町村において認定を行う。</li> <li>・ 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。 ※ 認定要件に沿って、市町村が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。</li> </ul>
-----------	--

<p style="text-align: center;"><b>利点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村による生徒・保護者等への情報提供ができる。</li> <li>・地域クラブ活動の運営等への公的支援ができる。 (財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)</li> <li>・地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の許可が円滑にできる。</li> <li>・生徒は、大会・コンクールへ円滑に参加できる。 (地方公共団体における交通費・宿泊費の支援、スクールバスの活用等)</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>認定制度の概要</b></p>	<p><b>【認定要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。(選抜等の不実施、障がいのある生徒やスポーツ文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。)</li> <li>・適切な活動時間や休養日が設定されていること。</li> <li>・活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。</li> <li>・適切な指導の実施体制が確保されていること。(不適切行為の防止徹底等)</li> <li>・適切な安全確保の体制が確保されていること。</li> <li>・適切な運営体制が確保されていること。</li> <li>・学校等との連携が適切に行われていること。</li> </ul> <p>※ 円滑な実施の観点から、認定要件に沿って、市町村が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなすこと。 (原則として令和8年度末まで)</p> <p>※ 市町村が、地域の実情に応じて上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。</p> <p><b>【認定手続き等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブの活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町村に提出する。</li> <li>・市町村は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定する。</li> <li>・有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村において設定する。</li> <li>・市町村は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。</li> </ul>

<p><b>認定されていない地域クラブ活動の取扱い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動は、上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動においても、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、設定要件に準じた活動を実施することが求められる。特に、活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、適切な対応を徹底する。</li> </ul>
-----------------------------------	--

### Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

#### 1 市町村における体制の整備

<p><b>市町村における体制整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進める。</li> <li>・地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や統括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備する。</li> <li>・幅広い関係者による協議会（検討会議）等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革の方針や具体的な取組の内容スケジュール等について関係者に分かりやすく周知する。</li> </ul>
---------------------------	---

#### 2 国・県・市町村・地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割分担

<p><b>国</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針を提示する。</li> <li>・好事例の収集及び普及と地方公共団体に対する支援をする。</li> <li>・周知、広報や民間企業、大学、関係団体等との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革の機運醸成等を行う。</li> </ul>
<p><b>県</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県としてのガイドラインの策定等による改革方針を提示する。</li> <li>・市町村に対する支援を行う。</li> <li>・広域的な基盤づくりについて支援を行う。</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協力の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整をする。</li> <li>・地域クラブ活動の位置づけ（学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、新たな価値の創出）を踏まえた豊かで幅広い活動を実現する。</li> <li>・地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言をする。</li> </ul>
<p><b>地域クラブ活動の運営団体・実施主体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務を行う。</li> <li>・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施する。</li> </ul>

### 3 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と生徒が所属する中学校等との連携

学校部活動が地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものでなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒が所属する中学校等との連携を図ることが大切である。

<b>指導の一貫性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の活動方針、活動状況等を中学校等と共有する。</li> <li>・平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動に参加する場合、指導の一貫性を確保するための緊密な連携をする。</li> </ul>
<b>中学校等との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動での学校施設の活用や希望する教師の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。</li> </ul>
<b>生徒・保護者への情報提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、児童・生徒・保護者への情報提供等を行う。</li> </ul>

- ・活動方針、活動状況等の共有に当たっては、ICTや既存の協議会等を活用するなど、中学校等の負担軽減に留意する。
- ・令和6年12月に学習指導要領が一部改訂され、学校と地域クラブ活動との連携等に関する記載が新設されていることにも留意する。

#### <学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

##### ○学校と地域クラブ活動との連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部））

現行のガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置づけ（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

### 4 関係団体等・大学・民間企業との連携

地域展開等を円滑に進めるためには、**関係団体等と連携・協働**しながら一体となって取り組むことが重要である。

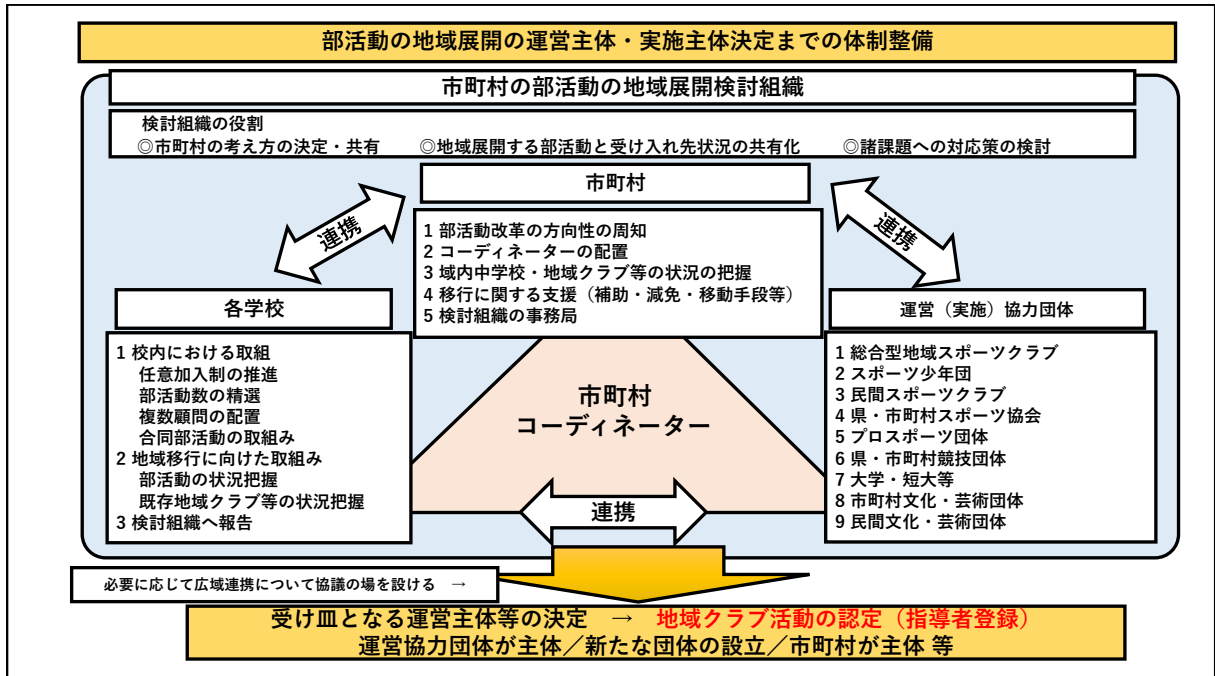
<b>関係団体等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会体育施設、中学校体育連盟、スポーツ推進委員、地域学校共同本部、大学、民間企業等と連携・協働する。</li> </ul>
<b>連携内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の確保、育成、活動場所の確保、資金の確保等、各種の資源等を有するスポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業の協力を得る。</li> <li>・地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等と連携する。</li> </ul>

<関係団体等・大学・民間企業に期待される主な役割>

<b>関係団体等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者育成に係る研修会の実施</li> <li>・専門的指導者の派遣</li> <li>・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供</li> <li>・大会の運営等への参画や新たな大会の開催</li> <li>・体験会、イベント等の開催等</li> </ul>
<b>大学</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の育成に係る研修会の開催</li> <li>・大学生や大学教員の指導者の派遣</li> <li>・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等</li> <li>・大学施設の貸し出し</li> <li>・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施等</li> </ul>
<b>民間企業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー等）</li> <li>・指導者の派遣</li> <li>・企業等の有する施設の貸し出し、用具・物品の提供</li> <li>・運営、管理等に関するノウハウや活動プログラムの提供</li> <li>・地域クラブ活動の運営団体、実施主体を担う等</li> </ul>

5 地域展開推進の手順（例）

地域展開等の推進には、以下のとおり関係団体等との連携が不可欠である。



### (1) 市町村（検討組織）の役割と体制づくり

市町村が中心となり、地域展開の方向性を決定し、調整役を配置する。

<b>協議会（検討組織）等の設置</b>	部活動改革及び地域クラブ活動を推進するための話し合いの場（検討組織）を作る。 構成員： 首長部局や教育委員会（スポーツ、文化、社会教育、施設担当部署）の職員に加え、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校関係者、保護者、大学等、幅広い関係者が参加する。
<b>基本方針の決定</b>	この検討組織で、県の方針を踏まえ、市町村独自の部活動改革及び地域クラブ活動推進の基本的な考え方や方向性を検討し、決定する。
<b>コーディネーターの任命</b>	必要に応じて、地域展開の複雑な調整を担う中心的な役割（コーディネーター）を選び、任命する。
<b>全中学校等への周知</b>	決定した方向性や考え方を、市町村内のすべての中学校等に伝える。

### (2) 中学校等の役割と現状調査

各中学校等は、活動状況を整理し、地域展開等の可能性を探る。

<b>学校の体制整備</b>	各中学校等は、学校部活動への任意加入（強制しない）、学校部活動数の精選（数を絞る）など、学校の体制整備に取り組む。
<b>指導者・団体の把握</b>	現在の部活動の状況や、外部指導者の配置状況を確認しながら、新たに指導を依頼できる人材や受け皿になり得る地域の団体を把握する。
<b>検討組織への報告</b>	各部活動について、以下の状況をまとめて検討組織に報告する。 ◇ 生徒や保護者がどうしたいか（意向） ◇ 部員不足や指導者不足の状況 ◇ 受け皿となり得る団体の有無

### (3) 運営主体の決定（検討組織の最終判断）

検討組織は、中学校等からの報告をもとに、具体的な運営団体を決定する。

<b>具体的な方向性の明示</b>	検討組織は、コーディネーター等と協力し、学校部活動ごとに具体的な地域展開の方向性を決定し、中学校等と共有する。
<b>地域展開等の検討</b>	既存の地域クラブに依頼する。または、複数の学校合同で新たな運営主体（団体）を設立すること等を検討する。

<p style="text-align: center;"><b>想定される受け皿 (運営主体)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のクラブ：総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、各種文化芸術団体、大学等</li> <li>・学校関連の組織：地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数校が統合して設立する団体等</li> <li>・行政が直接運営：市町村が自ら運営主体となる組織等</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>市町村をまたぐ 広域的な調整</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町村との調整：検討組織は、地域展開を進めるにあたり、生徒の活動範囲が市町村の境をまたぐ等連携が必要な場合は、近隣の市町村と直接話し合っ て調整する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>具体的な支援策の 検討・実行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の補助：地域クラブ活動の運営にかかる費用の補助を検討する。（例：国の補助事業を活用した支援等）</li> <li>・施設・用具：地元の企業等へ協力を要請し、施設利用や設備・用具の寄附等の支援を受けられるようにする。</li> <li>・使用料の軽減：公共施設の使用料を減免する。</li> <li>・移動の支援：生徒が活動場所へ移動するための送迎を支援する。（例：スクールバスの活用など）</li> <li>・活動場所の確保：地域クラブが活動できる場所の調整を行う。</li> <li>・ルールの見直し：学校施設の利用規則を見直し、利用しやすくする。</li> <li>・学校施設の運営：学校施設の管理・運営に指定管理者制度や業務委託を取り入れ、運営団体が使いやすいようにする。</li> </ul>

#### (4) コーディネーターの役割（例）

- ア 域内における各中学校等の学校部活動の状況の把握
- イ 域内における受け皿となり得る地域クラブ・指導者の把握
- ウ 受け皿となる新たな運営主体設立や指導者確保のサポート
- エ 近隣市町村のコーディネーターとの情報共有及び連携
- オ 各学校部活動の具体的な地域展開案の作成
- カ 各認定地域クラブ活動の活動場所の調整
- キ 各認定地域クラブ活動への移動手段（スクールバスの活用等）の検討・調整
- ク 各認定地域クラブ活動の活動計画・活動実績の把握（県や市町村の部活動方針に準拠）
- ケ 各種課題の整理、解決策の立案・支援
- コ 各事案について検討組織へ報告・提案
- サ 必要に応じ、各認定地域クラブ活動と中学校等が情報共有する場の調整

## 6 実施体制のパターン（例）

### （１）市町村の取組事例（運営形態の類型別のイメージ）

類型例		運営形態
区分	運営例	
A 市町村運営型	A-1 地域団体・ 人材活用型	市町村教委が地域の団体(地域スポーツ団体や地元企業、大学等) や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	A-2 任意団体設立型	市町村が任意団体(一般社団法人や協議会等)を創設し、任意団体が運営する形として実施
	A-3 競技団体連携型	市町村が競技団体と連携して運営する形として実施
B 地域スポーツ団体等運営型	B-1 総合型地域 スポーツクラブ 運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	B-2 体育・スポーツ 協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	B-3 民間事業者運営型	民間事業者が運営する形として実施
C その他	C-1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施

(2) 市町村の取組事例 (一覧)

運営類型	取組事例の概要
市町村運営型 : A-1	市スポーツ協会の職員を中学校区ごとにコーディネーターとして配置することで、スポーツ協会と学校間の密な連携が可能となり、二者間での協議や調整を効率的に実施できる。
市町村運営型 : A-1	種目ごとにコーディネーターを配置し、種目特有の課題解決に最適な形の地域クラブ活動を実施。
市町村運営型 : A-1	持続的な地域スポーツ環境の整備に向けて、各クラブが受益者負担を基本としたクラブ運営を行うとともに、生徒が安心して地域スポーツクラブ活動ができるように休日の部活動実施数を段階的に削減。
市町村運営型 : A-1	総括コーディネーターと教育委員会が丁寧な任用面談を行い、多くの指導者人材の確保に成功。
市町村運営型 : A-2	地域クラブを「市民の新たな活躍の場」と考え、行政主体ではなく任意団体設立型での地域展開を推進。種目ごとに任意団体を立ち上げ、地域展開を推進。生徒の新たなニーズに応えられる環境を整備。
市町村運営型 : A-2	町内の小中学校の再編に合わせて地域展開に取り組み、義務教育学校の児童生徒が共に活動するクラブを創設。
市町村運営型 : A-3	地域スポーツクラブの運営形態を中学校等や団体が提案することで多様な運営モデルを創出するとともに、保護者からの理解を得やすい保険料から受益者負担を開始。
市町村運営型 : A-3	「スポーツや文化活動を楽しみ、生きる力を育み、自己実現を図る」を目標に、生徒ニーズに応じた多種多様な活動機会を創出。
市町村運営型 : A-3	現状の競技人口や指導者の分布に即した部活動数、活動場所の検討を実施。
地域スポーツ団体等 運営型 : B-1	令和8年度より市立中学校・義務教育学校全校での展開を見据え、市内モデル校における全ての学校運動部活動の休日の活動を地域スポーツクラブ活動へ展開。
地域スポーツ団体等 運営型 : B-1	行政・学校・総合型地域スポーツクラブの三者が連携し、市内を2エリアに分けてそれぞれの総合型地域スポーツクラブへの地域展開を実施
地域スポーツ団体等 運営型 : B-1	総合型地域スポーツクラブにサッカー部がない中学校等の生徒が参加できるチームを立ち上げ、他校のサッカー部と合同練習を実施。

運営類型	取組事例の概要
地域スポーツ団体等 運営型：B-2	ICTツールを活用した運営事務の効率化と長期にわたり安定した運営を行うための人材確保。
地域スポーツ団体等 運営型：B-2	スポーツ協会が複数の事業者と合同会社を設立し、地域展開だけでなくスポーツや福祉などの多方面から地域の活性化を目指す。
地域スポーツ団体等 運営型：B-2	これまで実施していた運営形態とは異なる新しい形態での地域スポーツクラブ活動を新たに実施し、各中学校等の地域展開の選択肢を増やす。
地域スポーツ団体等 運営型：B-3	地元企業をはじめとした複数の事業者が地域スポーツクラブ活動に参画することで、多様な運営モデルを創出。
地域スポーツ団体等 運営型：B-3	推進ビジョンを策定するとともに、地域スポーツクラブの運営ノウハウの獲得を目的に民間事業者と連携した実証事業を実施。
地域スポーツ団体等 運営型：B-3	民間事業者の人的資源やノウハウと地域人材を組み合わせることで指導者を確保。
その他の類型：C-1	指定管理者が核となる共同事業体を構成し、各事業者が得意分野を活かして地域スポーツクラブを運営。
その他の類型：C-1	将来的にコンソーシアムによる地域スポーツクラブの運営を目指しつつ、学校部活動を学校管理外で実施しながら、課題の洗い出しを実施。
その他の類型：C-1	地域活性化やスポーツツーリズム、スポーツウェルネス分野への波及なども見据え、スポーツコミッションが中心となって地域展開を推進。
その他の類型：C-1	小規模自治体が複数集まり、共同で広域の運営組織や協議会を立ち上げ、隣接する市町村が共同で事業を推進。自治体間での協議会や検討委員会を組織し、広域での受け皿づくりを調整。地域の競技団体や保護者経験者等の地域住民の協力を得て指導体制を構築。また、委員会が指導者と雇用契約を結び、適切な報酬（給与）を支払う形での実証も行う。

## 7 各種課題への対応

### (1) 運営団体・実施主体の整備等

<b>基本的な考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町村による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要。</li> <li>・地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運營業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。</li> </ul>
----------------	--

#### 【具体的な取組内容例】

項 目	主な取組例
<b>運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制を整備する。</li> <li>・地方公共団体による会計・税務処理や労務管理、個人情報の取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保等を行う。</li> </ul>
<b>組織体制・財政基盤の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スポーツ団体ガバナンスコード&lt;一般スポーツ団体向け&gt;」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処置など）をする。</li> <li>・公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（部活動地域展開タイプ）を活用する。</li> <li>・活動の維持、運営に必要な適切な額の参加費等を設定する。</li> <li>・多様な財源を確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等）する。</li> </ul>
<b>ICT活用による運營業務の効率化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡、調整、参加者の出欠、活動の実績報告にアプリ等を活用する。</li> <li>・参加費等の徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等におけるICTを活用する。</li> <li>・ICTの活用による各種運營業務の一元的な管理を検討する。</li> </ul>

#### 【想定される運営団体・実施主体例】

想定される運営団体 ・実施主体例	地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
	総合型地域スポーツクラブ 体育・スポーツ協会 競技団体 クラブチーム プロスポーツチーム スポーツ少年団	文化芸術協会 文化芸術団体等

想定される運営団体 ・実施主体例	市町村 地域学校共同本部 保護者会 同窓会 社団法人・NPO法人 民間業者 大学等
---------------------	--

【具体的な取組内容例】

適切な運営 (ガバナンスの確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営団体や実施主体は、生徒や保護者、そして地域全体から信頼されるよう、組織の運営（ガバナンス）を適切に管理する。</li> <li>・その際、スポーツ庁が定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」を参照し、それに沿った透明で公正な運営を行う。</li> </ul>
活動方針の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の理念や方針を明確に示す。これにより、参加を希望する生徒や保護者が、活動内容や目的に納得した上で安心して参加できるようにする。</li> </ul>
幅広い活動の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別や障がいの有無に関係なく、多様な生徒のニーズに応えられる活動環境を整える。</li> <li>・高いレベルを目指す活動（技能向上、好成績）だけでなく、以下のようなニーズにも対応する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「友達と気軽に楽しみたい」</li> <li>◇「適度な頻度で活動したい」</li> </ul> </li> </ul> <p>このように、誰もが自分に合った形でスポーツや文化芸術に親しめる環境を提供すること。</p>

(2) 関係者間の連携体制の構築等 ～運営体制の整備と責任の明確化～

地域クラブ活動を適切に運営・実施するため、関係機関の連携体制を整備し、活動計画の公開と責任の所在を明確にする。

県・市町村の役割 及び緊密な連携体制 の整備	<p>県や市町村は、以下の関係者で構成される<b>協議会</b>を設け、定期的かつ継続的に情報共有と連絡調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長部局や教育委員会の担当部署（スポーツ・文化振興、社会教育、学校運営など）</li> <li>・地域のスポーツ・文化芸術団体</li> <li>・中学校等、保護者</li> </ul> <p>この連携体制により、<b>全ての関係機関が緊密に協力</b>し、活動を円滑に進めること。</p>
運営団体・実施主体 の責任と計画の策定 及び公表	<p>活動を運営する団体は、透明性を確保するため、以下の活動計画を策定し、公表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>年間計画</b>：活動日、休養日、参加予定の大会日程など</li> <li>・<b>月間計画</b>：活動日時、場所、休養日、大会参加日など</li> </ul>

<p style="text-align: center;"><b>運営団体・実施主体 の管理責任の 明確化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営団体・実施主体は、協議会の場などを活用し、以下の責任の主体を明確にし、関係者間で共有すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇活動中に発生した生徒同士のトラブル</li> <li>◇活動中に発生した事故</li> <li>◇その他管理上の対応</li> </ul> </li> <li>・緊急時の責任体制を明確にし、<b>安全で安心な活動</b>を保障する。</li> </ul>
--	---

### (3) 指導者の確保・育成

<p style="text-align: center;"><b>基本的な考え方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材から質・量ともに十分な指導者を確保すること。</li> <li>・地域クラブ活動に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が生徒であることを踏まえ、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導を行うこと。 (「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、国のガイドライン別冊資料①を参照すること。)</li> </ul>
---	---

#### ア 指導者の質の保障

##### 【地域スポーツクラブ活動・地域文化クラブ活動】

<p style="text-align: center;"><b>専門性のある 指導者の確保と 育成</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町村は、生徒にとってふさわしい活動環境を作るため、専門的な知識や能力を持った指導者を地域で確保するように努める。</li> <li>・地域のスポーツ団体などは、生徒の様々なニーズに応えられるよう、指導者の養成やスキルアップ等の研修に取り組む。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>指導の質の確保と ハラスメントの根絶 ※指導者の資質向上</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村、スポーツ団体、文化団体の指導者は、以下の取り組みを徹底し、質の高い適切な指導を行う。</li> <li>・指導技術の担保や、生徒の安全・健康面に十分配慮した指導を行う。</li> <li>・暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの問題行為を一切根絶する。</li> <li>・指導者を養成するための研修や講座を実施する。 (オンラインの積極的な活用を含む)(「認定地域クラブ活動指導者登録制度」に示す研修メニュー例に沿った研修の実施)</li> <li>・公認スポーツ指導者資格等の取得を促進する。</li> <li>・指導者が資格を取得したり、研修を受けたりする際に、インターネットでの受講を可能にするなど、指導者の負担を減らす工夫をする。</li> </ul>

<b>生徒の安全・健康管理体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者は、生徒を安全・健康面でしっかりと支えるため、スポーツドクターや有資格のトレーナーなど、スポーツに精通した専門家と緊密に連携を取りながら活動を進める。</li> </ul>
<b>問題行動への公平・公正な対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営団体や地域のスポーツ団体等は、指導者に暴力などの問題行動が見られた場合、自らの相談窓口に加え、JSP0（日本スポーツ協会）などの統括団体が設ける窓口も活用し、公平かつ公正に問題に対処する。</li> <li>・必要に応じて、県や市町村などの団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体などと連携して対応する仕組みも検討する。</li> </ul>

### イ 適切な指導の実施

地域クラブ活動では、安全で効果的な活動を行うため、運営団体と指導者が連携し、生徒の健康と発達段階に応じた指導を徹底する。

<b>運営団体・実施主体の責任</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加生徒の心身の健康管理と事故防止を徹底する。</li> <li>・県や市町村は、活動が適切に行われるよう、必要に応じて指導や助言を行う。</li> <li>・指導の手引きを活用し、指導の質の向上を図る。</li> </ul>
<b>指導者の役割と指導内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒との十分なコミュニケーションを取りながら指導を行うこと。過度な練習を避け、適切な休養を確保するとともに、合理的かつ効率的・効果的な練習を積極的に導入すること。</li> <li>・指導者は、生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うため、発達の個人差や、女子の成長期における心身の状態に関する正しい知識を身に付ける。</li> </ul>
<b>平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有を図る。</li> <li>・指導者間での定期的な情報共有を行う。</li> <li>・学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会を開催する。</li> <li>・共通の指導者による指導（兼職兼業の教師や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用）等を行う。</li> </ul>
<b>最新技術の活用（質の高い指導の提供）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くに指導者がいなくても、必要に応じてインターネット等を使い、遠隔で指導が受けられる仕組みを作る。</li> <li>・デジタル動画を活用した自主学習を実施する。</li> <li>・デジタルと対面での指導を最適に組み合わせる等工夫する。</li> </ul>

## ウ 指導者の量の確保

<p><b>想定される人材の例</b></p>	<p><b>【地域スポーツクラブ活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、アスリート、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系及び教員養成系、卒業生含む）、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間スポーツクラブの指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、教員免許保有者、武道関係者等</li> </ul> <p><b>【地域文化クラブ活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アマチュアでの活動者、アーティスト、大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者）、民間の文化芸術関係の指導者、民間企業等の社員、自営業者、公務員（兼職兼業）等</li> </ul>
<p><b>指導者を見つけて つなぐ仕組み</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公認スポーツ指導者情報活用制度」（県スポーツ協会）を利用する。</li> <li>・「認定地域クラブ活動指導者登録制度」を運用する。</li> <li>・地域団体と協力して、指導できる人を発掘し、リスト（人材バンク）を作成する。</li> <li>・大学等との連携を通じた大学生や大学教員の活用促進等を図る。</li> </ul>

## エ 教師等の兼職兼業

<p><b>教育委員会の手続き （規程と運用の整理）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会は、教師が地域でスムーズに指導できるよう、許可を出すためのルールを明確にする。</li> <li>・国の通知などを参考にしつつ、教師が地域クラブの指導者になることを希望した場合、許可（兼職兼業）の手続きが円滑に進むように、許可の基準や運用方法を整理する。</li> </ul>
<p><b>許可を出す際の 重要なポイント （教師の意向と健康 の尊重）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会は、教師本人の意思と健康を最優先して許可を出すか適切に判断すること。</li> <li>・指導を望んでいない教師に無理やり参加をさせることがないよう、本人の意思をしっかりと確認すること。</li> <li>・学校での仕事（業務）に支障が出ないか、また、教師の健康を損なわないかを十分に検討し、許可を出す前には、校長に学校運営への影響がないことを確認する。</li> </ul>
<p><b>地域団体が指導者を 確保する際の留意点 （継続性の配慮）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツ・文化芸術団体は、教師を指導者として雇う際に、安定して長く指導してもらえるよう配慮する。</li> <li>・採用時には、その教師が居住している場所、将来異動や退職があったとしても、その団体で指導を続ける意向があるか等</li> </ul>

	<p>を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者が短期間で辞めてしまわないよう、継続的・安定的に指導できる体制を目指す。</li> </ul>
<p><b>労働時間を適切に管理する (労務管理)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会と地域団体は協力し、教師の働き方に配慮する。</li> <li>・兼業・副業に関する国のガイドライン（厚生労働省）も参照し、教育委員会（本業の勤務先）と地域団体（副業の勤務先）の双方が連携する。</li> <li>・教師の本業と副業の勤務時間（労働時間）を合わせて管理し、適切な働き方になるよう努める。</li> </ul>

#### (4) 生徒の安全・安心の確保

<p><b>基本的な考え方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承、発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な活動であり、学校部活動と同様に、事故、暴力・暴言、ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめなどの不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠である。</li> <li>・「地域クラブ活動認定制度及び指導者登録制度」を通じて安全・安心の確保を図る。これらの制度を効果的に運用するための環境整備として、国の指導の手引き、市町村や運営団体等における相談窓口の整備をあわせて進める。</li> <li>・市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも連携し、適切かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行う。</li> <li>・怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底すること。</li> </ul>
-----------------------	--

**【参考】スポーツ基本法（令和7年度改正後）（抄）**

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

【具体的な取組内容例】

<p><b>事故、暴力・暴言等の不適切行為の防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者、保護者、生徒等への研修・普及啓発等を推進する。</li> <li>・過度な練習等の防止や適切な活動環境を確保する。 (熱中症、脳震盪の防止対策含む)</li> <li>・JSP0 に設置された暴力等に関する相談窓口の周知と活用を図る。</li> <li>・市町村による相談窓口の設置等の仕組みを構築する。</li> <li>・国の指導の手引き等を活用する。</li> </ul>
<p><b>責任の所在の明確化</b>  <b>事後対応</b> <b>再発防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と地域クラブ活動運営団体・実施主体との間で、事故等が発生した場合の対応と責任関係を明確にする。</li> <li>・事故発生時の対応等について定めた危機管理マニュアルを作成し、指導者等へ周知徹底する。</li> <li>・市町村担当者や専門家を交えた事案の分析及び再発防止策の検討・策定を行う。</li> <li>・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））へ加入する。</li> </ul>
<p><b>生徒・指導者の保険への加入</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）へ加入する。</li> </ul>

【特に留意すべき事項】

- 暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。）、いじめなどの不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校内外、国公立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組むこと。
- 暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。）、いじめなどの不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、指導者、生徒・保護者等に対する研修・普及啓発等を推進し、関係者の共通理解を図ること。特に「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
- 指導者には、自ら不適切行為を行わないことは当然であり、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめなどの行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りに留意すること。
- スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性が大きくなっていることから、誹謗中傷する書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を

負うこともあることに留意すること。

○暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。）、いじめなどの不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導者が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの充実を図り、風通しの良い組織づくりに留意すること。

○事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携し、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。なお、事案の事実確認にあたっては、被害者、加害者、その他関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

※ 地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、国のガイドライン別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照すること。

#### (5) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

<p><b>基本的な 考え方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築を行うこと。</li><li>・アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させること。</li><li>・活動開始後も満足度や課題に関して、定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見、解決に努めること。</li><li>・市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等をわかりやすく生徒・保護者に提供すること。その際、確実かつ円滑な情報提供のためには、小学校及び中学校等と密に連携しながら対応すること。</li><li>・地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承、発展させるものであり、異年齢集団の良さを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ決めてたり、活動を改善する工夫を行ったりする等、活動、運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップ等を育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長や自己表現などにつなげること。</li><li>・生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるようにし、将来的に生徒が指導者やスタッフとしてクラブ運営に携わることができるよう人材の好循環につなげること。</li></ul>
----------------------------	--

【具体的な取組内容例】

<p><b>生徒等のニーズの把握・反映</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒、保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動を構築し、改善する。</li> <li>・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップ等を開催する。</li> </ul>
<p><b>多様なニーズに応える活動の提供</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日や長期休暇中に気軽に参加できる、体験教室やキャンプ、みんなで楽しむレクリエーション的な活動を実施する。</li> <li>・季節ごとに複数の種目を経験できる活動（シーズン制）を実施する。</li> <li>・障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動を実施する。</li> <li>・アーバンスポーツ（スケートボード等）やメディア芸術、ユニバーサルスポーツ、アート活動等、新しい活動や複数の活動を組み合わせた体験活動を実施する。</li> </ul>
<p><b>地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生（高学年）や中学生を対象とした体験会を開催する。</li> <li>・中学校入学説明会等を利用したオリエンテーションを開催する。</li> <li>・ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する情報提供やポスター、チラシ、動画等による広報活動を行う。</li> <li>・地域の行事等における発表会等を開催する。</li> <li>・定期的な説明会、シンポジウムを開催する。</li> </ul>
<p><b>生徒のクラブ運営等への参画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合いをする。</li> <li>・新入生や小学生向けの説明会、体験イベント等の運営をする。</li> <li>・中学校等卒業後もクラブ活動に参加することや将来的にクラブ運営等に関わる仕組みの構築等を図る。</li> </ul>
<p><b>生徒の自主性・主体性を尊重し、世代を超えた参加を可能にする</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に合わせて、生徒が自分たちで考え、自発的に行う活動を尊重する。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブなど、他の世代（大人や高齢者）が参加している活動に、生徒も参加できるようにする。</li> <li>・活動を運営する団体は、生徒のやりたいという気持ちを大切に、地域全体で活動できるようにする。</li> </ul>
<p><b>保護者や生徒への情報提供の徹底</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動を運営する団体は、地域クラブの活動内容、スケジュール、費用などの必要な情報を、生徒や保護者に対してわかりやすく周知する。</li> </ul>

(6) 適切な活動時間と休養日の設定

地域クラブ活動では、競技志向の生徒も含め、生徒が健康に生活できるように、学校の部活動に準じた休養日と活動時間を厳守する。

ア 休養日の設定・活動計画の策定及び公表

<p><b>休養日の設定</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、</li> </ul>
----------------------	---

	休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。
<b>活動計画の策定及び公表</b>	・年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

※ 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫等、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

#### イ 実態を踏まえた工夫と家庭との連携

<b>活動時間の調整</b>	・学校部活動と地域クラブ活動が両立できるように、運営団体、学校、関係者が連携して、生徒の成長と生活全体を見通した調整を行うこと。
<b>柔軟な工夫</b>	・地域や中学校等の実情に合わせて、以下のような工夫も検討する。 ◇定期試験の前後等、特定期間を共通の休養日とする。 ◇週間、月間、年間の活動頻度や時間の上限目安を定める。
<b>家庭との連携</b>	・運営団体は、中学校等での活動、食事、睡眠等がバランスよく取れるように、保護者（家庭）との連絡を密にする。

#### (7) 活動場所の確保

<b>施設の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共のスポーツ施設、文化施設、社会教育施設等を活用する。</li> <li>・地域団体や民間事業者が持つ施設を活用する。</li> <li>・地域の中学校等をはじめ、小学校、高等学校、特別支援学校の施設を活用する。</li> <li>・古さ（経年劣化）等を考慮しつつ、使われなくなった学校施設（廃校）の利用も検討する。</li> </ul>
--------------	--

<p style="text-align: center;"><b>学校施設を使いやすくする (市町村の役割)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の管理・運営を、専門の団体（指定管理者制度や業務委託等）を通じて運営団体に任せ、活動が安定して続くように促す。</li> <li>・今まで「営利目的の利用は一律禁止」としていた学校施設の利用規則を改善し、地域クラブ活動を行う民間事業者などが利用できるようにする。</li> <li>・運営団体に対し、学校施設や文化施設の利用料の減免など、利用しやすい環境を作る。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>利用ルールの策定と連携</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、行政、関係団体が集まる話し合いの場（協議会など）を設ける。</li> <li>・学校への負担がないスムーズな利用を目指し、「利用料の低廉化」や「管理運営の委託」等の仕組みも踏まえた、地域クラブ活動での学校施設利用ルールを策定する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>取組の参考にすべき資料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ庁や文化庁が定めた「学校体育施設の有効活用に関する手引き」や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』」等の資料も参考に<b>する</b>。</li> </ul>

**(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減**

<p style="text-align: center;"><b>会費の適切な設定と負担軽減</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営団体は、活動を維持するために必要な最低限の費用で、可能な限り低廉な会費を設定する。</li> <li>・設定にあたっては、生徒や保護者、地域住民に活動の維持・運営について理解してもらうよう努める。</li> <li>・県及び市町村は、地域クラブ活動の施設使用料を安くするなど、費用面での支援を行う。</li> <li>・経済的に困難な家庭の子どもが活動に参加できるよう、参加費用の支援を行う。</li> <li>・県、市町村、運営団体は、地元の企業の協力を得て、家庭の費用負担を減らすための取り組みを進める。</li> <li>・企業が持つ施設の利用、設備・用具・楽器の寄附等が考えられる。</li> <li>・企業からの寄附金を活用した基金の創設や、「企業版ふるさと納税」の活用等も考えられる。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>組織運営の透明性確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ団体が守るべき基準（ガバナンスコード）に沿って、公正かつ適切に会計処理を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織運営の透明性を確保するため、関係者（保護者など）に対して情報を適切に公開する。</li> </ul>
<b>保険の加入</b>	<p>活動中に怪我や事故が起きた場合でも、関係者が適切な補償を受けられる体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の怪我などを補償する保険に加入する。</li> <li>・他人に損害を与えた場合の個人賠償責任保険に加入する。</li> </ul>

(9) 学校・地域・家庭の連携と教育的役割

<b>地域クラブ活動の大きな意義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間と競い合い、協力し合う経験や、学校とは違う場所で自分の才能を発揮することで、生徒の健全で望ましい成長を保障する。</li> <li>・学校部活動の良いところ（教育的意義や役割）を引き継ぎ、さらに地域での多様な体験や様々な世代との交流を通じて、新しい学びや価値を生み出す。</li> </ul>
<b>全員で生徒の成長を支える (連携・情報共有)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と地域クラブ活動（運営団体・指導者）は、話し合いの場（協議会など）を活用し、活動方針やスケジュールについて共通の理解を図る。</li> <li>・指導者や学校関係者は、生徒の日々の活動状況を細かく情報共有し、生徒の成長を支える。教師が指導者として兼業している場合は、その専門的な知識も活用する。</li> </ul>
<b>自治体による適切な指導と 情報提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市町村は、運営団体が活動を適正に行っているかを定期的に確認し、必要に応じて指導やアドバイスをを行う。</li> <li>・学校の設置者や校長は、地域クラブ活動の内容を生徒や保護者に広く周知し、生徒が自分の興味・関心に合った活動を自由に選択できるようにする。</li> </ul>
<b>スポーツ・文化芸術団体 による協力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ団体や文化芸術団体は、県や学校の設置者と連携し、地域クラブやスポーツ少年団などの活動を通じて、学校と地域が協働したスポーツ・文化芸術環境を充実させる。</li> <li>・部活動指導員の配置や、学校の顧問教師への研修など、指導者の質を高めるための自治体の取組に協力する。</li> </ul>

#### IV 学校部活動の在り方

公立中学校等では、休日を中心に地域展開を進めているところであり、地域展開が進むまでの間における休日や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日について以下に示す。

また、国立・私立の中学校等及び高等学校（特別支援学校高等部）も含めた部活動の在り方についても示す。なお、高等学校については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることに留意すること。

##### 1 適切な運営のための体制整備

###### (1) 学校部活動の在り方に関する方針

<b>学校部活動の在り方に関する方針</b> (令和5年3月 福島県教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校の設置者、校長は、本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定すること。</li><li>・校長は、学校部活動の活動方針等をホームページ等で公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。</li></ul>
---	---

- ・学校の設置者は、各学校において策定される学校部活動の活動方針や活動計画の確認を行うこと。

###### (2) 指導・運営に係る体制の構築

<b>部活動運営 教職員の負担軽減</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと。</li><li>・部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。</li><li>・教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等の活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定する等の工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分留意すること。</li><li>・学校の設置者は、文部科学大臣及び福島県教育委員会が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。</li></ul>
---------------------------	--

<b>研修の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の設置者は、部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修を行うこと。また、管理職を対象とした学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行うとともに、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、任用前及び任用後の定期において必要な研修を確実に行うこと。</li> </ul>
--------------	--

**【部活動指導員に対する研修内容例】**

<p><b>【学校設置者による研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）</li> <li>・学校教育及び学習指導要領</li> <li>・部活動の意義及び位置付け</li> <li>・服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）</li> <li>・生徒の発達段階に応じた科学的な指導</li> <li>・顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有</li> <li>・安全、障害予防に関する知識・技能の指導</li> <li>・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率</li> <li>・生徒指導に係る対応</li> <li>・事故が発生した場合の現場対応</li> <li>・女子生徒や障がいのある生徒などへの配慮</li> <li>・保護者等への対応</li> <li>・部活動の管理運営（会計管理等）</li> </ul> <p><b>【学校による研修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）</li> <li>・学校、各部が抱える課題</li> <li>・学校、各部における用具・施設の点検・管理</li> </ul>
--

## 2 適切な指導・安全安心の確保

### (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

<p style="text-align: center;"><b>未然防止</b></p>	<p>・顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の実施により共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃から生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。</p>
<p style="text-align: center;"><b>事案発生時の対応と 再発防止</b></p>	<p>・事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。</p>

- ・学校部活動は、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えること。
- ・目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分に留意すること。また、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと。特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教師等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。
- ・指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめなどの行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・近年、スマートフォン、SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあることと、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・暴力、暴言、ハラスメント（性暴力等含む）や、いじめなどの不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくりなどにも留意すること。

## (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

<b>効率的・効果的な活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ医科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。</li> </ul>
-------------------	--

・過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、学校部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

## (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

<b>指導手引きの普及・活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引き（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進すること。</li> </ul>
--------------------	---

・各学校においては、中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導の手引きの普及・活用を図ること。

## 3 適切な活動時間・休養日等の設定

<b>休養日</b>	<b>中学校等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日週1日及び土日いずれか週1日以上</li> </ul>
	<b>高等学校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日週1日及び土日いずれかを月2日以上</li> </ul>
<b>活動時間</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とする。</li> <li>・週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。</li> </ul>
<b>中高共通（長期休業中）</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業期間中に一定期間のオフシーズンを設定すること。</li> </ul>
<b>活動計画の策定及び公表</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。</li> </ul>

※ 中学校等の特設の部活動を含む。

※ 小学校の特設クラブについても上記の中学校の基準を準用する。

・上記の活動時間や休養日等は、成長期における生徒が学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定したものである。文化活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外

の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。

- ・活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村等共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも検討する。

(※) 学校あるいは部活動単位で部活動休養日を示したカレンダー等を作成し、家庭に配付することにより、生徒が見通しをもって計画的に学習等を進めたり、家族とともに過ごしたり、ボランティア活動等、地域の活動に参加したりできるようにする。(※)

「学校部活動の在り方に関する方針」(令和5年3月 福島県教育委員会) 抜粋

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

<p><b>生徒のニーズを踏まえた活動の環境整備</b></p>	<p>・性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備すること。(ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、レクリエーションに重点を置いた活動の実施等の推進)</p>
<p><b>任意加入</b></p>	<p>・部活動は、すべての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させること等がないようにすること。</p>

- ・令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

#### <学習指導要領解説の一部改訂(令和6年12月)の概要>

##### ○部活動の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨が総則編及び保健体育編に明記された。

##### ○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容が保健体育編に明記された。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮すること。

## V 大会・コンクールの在り方

### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

<p style="text-align: center;"><b>交通費・宿泊費等の支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、市町村において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努めること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>地域クラブ活動の位置づけ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な活動であることを踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意すること。</li> </ul>

### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

#### (1) 大会等への参加の引率

<p style="text-align: center;"><b>大会等への引率</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者等、教師以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施する等、教師の負担が過度とならないよう配慮すること。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担うこと。</li> </ul>
---	--

#### (2) 大会運営への従事

<p style="text-align: center;"><b>大会運営</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催団体の職員による運営や外部委託等により教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、大会主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討すること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>サービス監督・勤務管理</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等は、大会運営の従事者に対して、適切なサービス監督・勤務管理を実施すること。</li> </ul>

- ・大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術

団体等に外部委託をする等、適切な体制を整えること。

- ・地域クラブ活動の指導者が大会運営に従事する場合、大会運営業務に係る謝金は地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会主催者側で費用負担について検討する必要がある。

### 3 生徒の大会等の安全確保

<b>熱中症の防止 暑熱対策の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な開催時期・場所の設定・運営上の工夫等を実施すること。</li></ul>
---------------------------	---

- ・天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。

### 4 大会等の在り方

<b>大会の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担過重とならないよう、大会主催者間で連携しつつ、大会の在り方や開催回数を見直すこと。</li><li>・生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会、障がいの有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。</li></ul>
---------------	--

- ・校長は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査すること。

## VI 関連する制度の在り方

### 1 教師等の兼職兼業

<p style="text-align: center;"><b>兼職兼業の許可</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月 文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ること。その際、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うこと。</li> <li>・中学校等の教師だけでなく、小学校の教師、さらには高等学校・特別支援学校の教師、事務職員等幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備すること。</li> <li>・兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないのにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮等、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施すること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>労務管理</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施すること。</li> </ul>

- ・教師等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会においては、国が示す規程のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うこと。
- ・教師等が兼職兼業に従事を希望する地域クラブ活動の所在地と勤務校の所在地が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等において適切に連携を行うこと。

## 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

<p style="text-align: center;"><b>評価の在り方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、部活動指導は教師以外が積極的に参加すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することがないように十分留意する。</li><li>・ 初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。</li></ul>
--	---

## 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

<p style="text-align: center;"><b>学校部活動・地域クラブ活動の 取扱い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること。</li><li>・ 高等学校入学者選抜実施要綱に記載されている内容を十分に確認すること。</li><li>・ 学校部活動、地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部したこと、他の部活に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことのないようにすること。</li></ul>
--	---

- ・ 地域クラブ活動の運営団体等は、必要に応じて生徒の所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定される。(高等学校等と直接やり取りすることは想定されない。)

## 参考（関連リンク）

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン  
（令和7年12月 文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt\\_oripara-000046180\\_00234.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf)
- 部活動改革ポータルサイト  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/1372413\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm)  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>
- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/039\\_index/attach/1420653\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm)
- 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm)
- 令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集（令和7年8月 スポーツ庁）  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm)
- 令和6年度 文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）事例集（令和7年7月 文化庁）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf)
- 令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集（令和6年8月 スポーツ庁）  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20240917-spt\\_oripara-000028260\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20240917-spt_oripara-000028260_01.pdf)
- 令和5年度 文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）事例集（令和6年8月 文化庁）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94134201\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94134201_01.pdf)
- 教師等の兼職兼業について（通知、手引きなど）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinji/mext\\_02032.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html)
- 子ども性暴力防止法（事業者向けリーフレット）  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/66415a92/20251225\\_policies\\_child-safety\\_efforts\\_koseibouhou\\_14.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/66415a92/20251225_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_14.pdf)